

がいこくじん
外国人のための

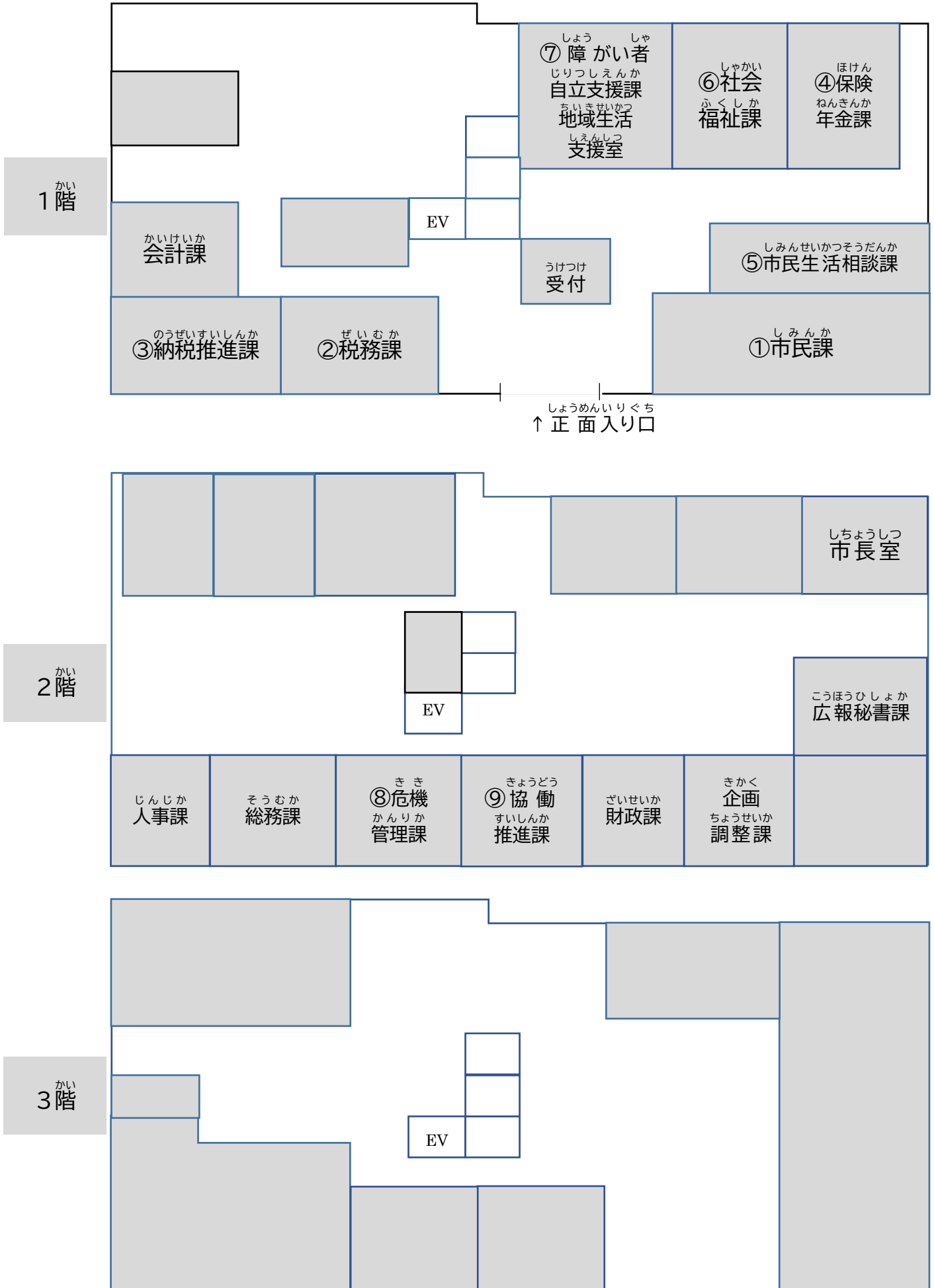
れいわねんど
令和2年度

くらしがいとぶっく
暮らしのガイドブック

にほんごばん
(やさしい日本語版)

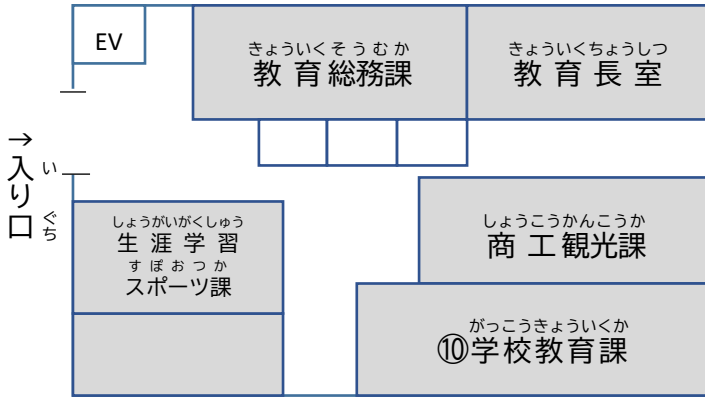


やすし
野洲市

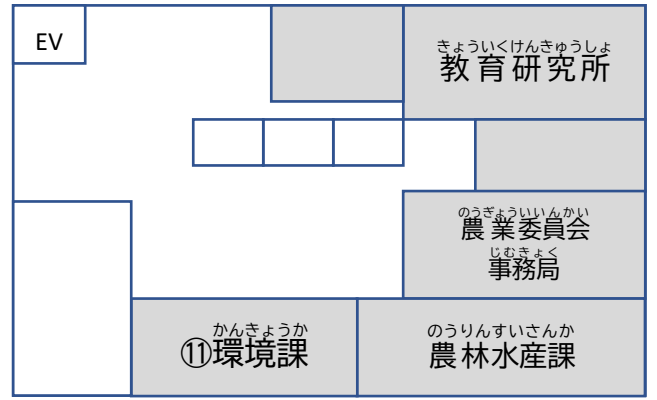


しやくしよべっかん あんないず
市役所別館 案内図

1階

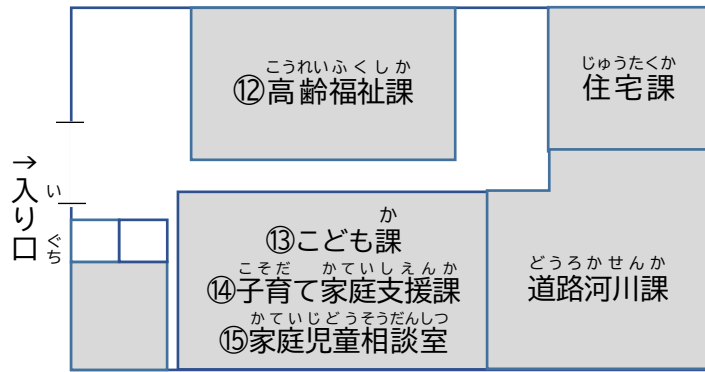


2階

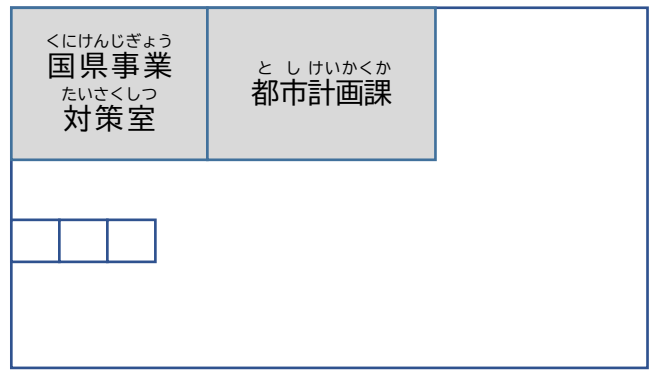


しやくしよにしべっかん あんないず
市役所西別館 案内図

1階

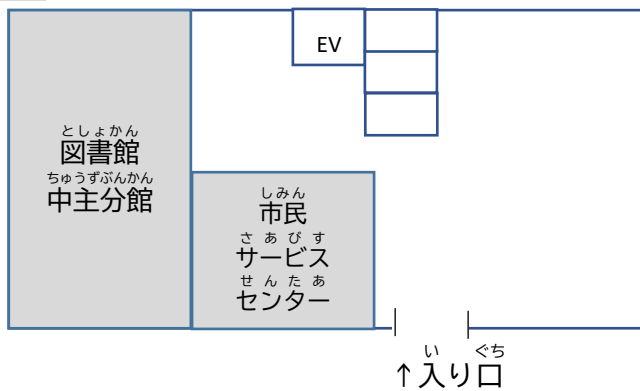


2階

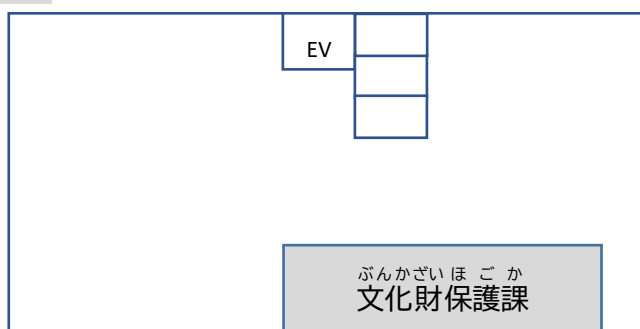


ほくぶごうどうちようしゃ あんないず
北部合同庁舎 案内図

1階

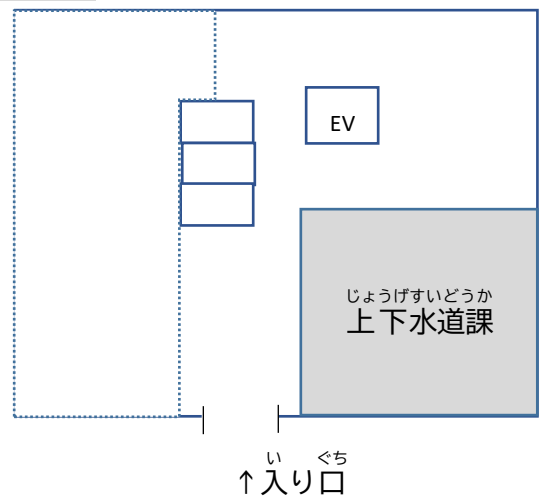


2階



ちゅうずぼうさいこみせん あんないず
中主防災コミセン 案内図

1階



1. 市役所に行くときに、持っていくもの

市役所では、自分の名前と住所を証明する顔写真付きのもの（在留カードとパスポート）が必要になることが多いです。忘れずに持ってきてください。印鑑（ハンコ）が必要な場合もあります。

印鑑と、自分の名前と住所を証明する顔写真付きのもの、これから書いてある「必要なもの」を持ってきてください。

2. 住む場所が変わるとき・変わったときにすること

◆日本に初めて来たとき

初めて日本に来て、在留カードを受け取ったら、パスポートを持って、市役所で住所の登録をしてください。

在留カードをなくしたら、出入国管理局に行ってください。

◆野洲市に引っ越しをしたとき・野洲市から引っ越すとき

とどけで届出の種類	だれの登録？	いつ登録すればいい？	手続きができる人	必要なもの	どこに行けば良い？
転入届	日本に初めて来て、野洲市に住む人。	野洲市に来てから14日以内。	・引っ越しをした本人 ・同じ家に住む家族の人	・在留カード ・世帯主との関係を証明する書類 ・パスポート	①市民課 TEL:077-587-6086
	日本の他のまちから、野洲市に引っ越しをした人。	野洲市に来てから14日以内。	・引っ越しをした本人 ・同じ家に住む家族の人	・在留カード ・マイナンバーがわかるもの ・今まで住んでいたところの市役所・役場でもらう「転出証明書」 ※マイナンバーカードを持ってきたら、転出証明書はいりません。 ・世帯主との関係を証明する書類	
転居届	野洲市の中で、引っ越しをした人。	引っ越しをしてから14日以内。	・引っ越しをした本人 ・同じ家に住む家族の人	・在留カード ・マイナンバーがわかるもの ・世帯主との関係を証明する書類	
転出届	野洲市から、他のまちや外国に引っ越しをする人。	引っ越しをする14日前から、引っ越しをして14日後まで。	・引っ越しをする本人 ・同じ家に住む家族の人	・マイナンバーがわかるもの	

※ マイナンバーがわかるものは、マイナンバー通知カードとマイナンバーカード（個人番号カード）です。

☆マイナンバーについて

マイナンバー（個人番号）は、日本に住所を登録したときにももらいます。

手続きをしたら、1ヶ月から2ヶ月あとに、あなたのマイナンバーを知らせる通知が届きます。（令和2年5月末以降は個人番号通知書（仮）での通知となります。）

とても大事な通知ですので、大切にしてください。

※マイナンバーをお知らせした通知をなくしてしまった人は、警察と、市民課に連絡してください。

通知カードを、顔写真がついたマイナンバーカードに変えることができます。

必要な人は、市民課で聞いてください。

3. 家族が変わったときにすること

とどけで 届出の種類	どんな時に届出する？	いつ登録すればいい？	手続きができる場所	必要なもの	どこに行けばいい？
ごんいんとどけ 婚姻届・ りこんとどけ 離婚届	けっこん・りこん 結婚・離婚したい	けっこん・りこん 結婚・離婚する日。	ふたり 2人のどちらかが住んでいるまちの市役所	こくせき 国籍によって違います。 あなたの国の大使館（または領事館）に事前に何が必要なのか聞いてください。	①市民課 TEL:077-587-6086
しゅつしやうとどけ 出生届	こどもが生まれた	うまれた日から14日以内。	す 住んでいるところの市役所 ・産んだところの市役所	びやういん 病院からもらう 出生証明書 ぼしけんこうてちやう 母子健康手帳	
しほうとどけ 死亡届	かぞくが死んだ	しんだことを知ってから7日以内。	し 死んだ人が住んでいたところの市役所 とどけで 届出をする人が住んでいるところの市役所	びやういん 病院からもらう しほうしんだんしよ 死亡診断書	

4. 証明書が、ほしいとき

市役所では、いろいろなときに必要な、**証明書**をもらえます。

証明書をもらうのは、少しお金がかかります。

◆住所や家族に関する証明書

証明書の種類	なにが書いてある？	申請できる人	必要なもの	必要なお金	どこに行けば良い？
住民票の写し ※在留資格の変更・更新などに使います。	名前・生年月日・住所・国籍・在留資格など。	・証明が必要な人 ・同じ家に住む家族の人	・名前と住所を証明する顔写真付きのもの	1枚 300円	①市民課 TEL:077-587-6086
印鑑登録証明書 ※車・土地・家などをかうときに使います。 ※初めて証明書をもらう時は登録が必要です。	印鑑（ハンコ）を押した時の形・名前・生年月日・住所。 ※押した印鑑が市役所で登録した印鑑が正しいものだと証明します。	・証明が必要な人	・印鑑登録カード ※初めて証明書をもらう時は登録するために印鑑（ハンコ）と名前と住所を証明するものが必要です。	1枚 300円	
戸籍の届書（出生届・婚姻届・離婚届）の記載事項証明書	届出した書類のコピー。 市長の印鑑を押した証明書。	・出生届は父か母 ・婚姻届・離婚届は夫婦のどちらか ※野洲市で出したものだけ申請できます。		1枚 350円	

◆税金に関する証明書

証明書の種類	なにが書いてある？	申請できる人	必要なお金	どこに行けば良い？
所得証明書 課税証明書 非課税証明書	収入を証明する所得証明書。 住民税の金額を証明する課税証明書。 収入がなく、住民税がかかってないことを証明する非課税証明書。 必要な年の1月1日に住んでいたところでもらえます。	・証明が必要な人 ・同じ家に住む家族の人	1枚300円	②税務課 TEL:077-587-6040 ③納税推進課 TEL:077-587-6013
納税証明書 ※ピザの更新や軽自動車の車検などに使います。	市の税金を払った証明書。	・証明が必要な人 ・同じ家に住む家族の人	1枚300円	

5. 税金について

◆税金について

- ・野洲市に住んでいる人は、次の税金を払う必要があります。

税金の種類	説明	どこに聞けば良い？
市民税	毎年1月1日に住んでいるまちに払います。 税金の金額は、前の年の1月1日から12月31日までの所得で決まります。	②税務課 TEL:077-587-6040 ③納税推進課 TEL:077-587-6013
固定資産税	毎年1月1日に、野洲市に土地や家を持っている人が払います。	
軽自動車税	毎年4月1日に、バイクや軽自動車を持っている人が払います。 車やバイクの登録や捨てる時、他の人にあげる時と、野洲市の外へ引っ越しをする時は、手続きをしてください。	
国民健康保険税	野洲市国民健康保険に入った人には国民健康保険税がかかります。国民健康保険税は保険に入っている家族の人数と家族の前の年の所得で決まります。支払いは家族の世帯主が全員の方を支払います。	

（国民健康保険については、7ページの【★国民健康保険に入る場合】を読んでください。）

納付書（税金を払う紙）が届いたら、野洲市にある銀行や、コンビニエンスストアで払ってください。

決められた日までに、払ってください。

決められた日までに、払えない理由があったら（例えば「仕事をやめた」とか「病気で働けないなど）早めに話をしに来てください。

税金を決められた日までに払わないと、税金のほかに「延滞金」がかかり、払う金額が増えます。

長い間、税金を払わなかったら、給料・預金・自動車などを、市が強制的にとるようになりますので、気をつけてください。

6. 体の調子が悪いとき

日本に住む人はみんな、医療保険に入ります。

医療保険に入ったら、健康保険証をもらえます。大事なものなので、大切にしてください。

病院に行ったときに、健康保険証を見せたら、病院のお金が安くなります。

医療保険に入った人は、保険料を払います。

保険料は、給料などによって決まります。

会社で働いている人は、会社の保険か、国民健康保険のどちらかに入ります。

【★国民健康保険に入る場合】

野洲市に住所を登録して、3ヶ月以上住む場合は、国民健康保険に入ります。

パスポートと在留カードを持って、保険年金課に来てください。

会社の保険に入る場合は、国民健康保険には入りません。

保険料を払うための紙が届いたら、書いてある日までに、野洲市役所・野洲市にある銀行・

コンビニエンスストアで払ってください。

病気などで、保険料を払えない場合は、保険年金課に話をしに来てください。

質問できる場所：野洲市役所 ④保険年金課 TEL：077-587-6081

7. 年金について

日本に住んでいる、20歳から59歳の方はみんな、国民年金に入ります。

年金に入った人は、年金を払います。

年金に入った人は、年金手帳をもらいます。大事なものなので、大切にしてください。

年金手帳をなくしたときは、市役所の保険年金課や、年金事務所で、もう一度作ることができます。

年金は、年をとったときなどのためのお金です。

年金に入ってお金を払った人は、年をとったときや、病気やけがで、体などに障がいが出たときなどに、生活のためのお金をもらうことができます。

どれくらいお金をもらうことができるかは、何年お金を払ったか等で決まります。

年金には、国民年金と厚生年金保険があります。

会社で働いている場合は、手続きを会社がしてくれることもあります。会社に聞いてください。

生活のお金が足りなくて、年金のお金を払うことができない人は、払わなくてもいいこともあります。市役所の保険年金課や、年金事務所などに相談してください。

質問できる場所：野洲市役所 ④保険年金課 TEL：077-587-6081
草津年金事務所 TEL：077-567-2220

8. 子どもを産んで、育てるとき

◆子どもができたとき

子どもができたなら、健康推進課で、妊娠したことを伝えてください。「母子健康手帳」をもらうことができます。

病院に行くときに、母子健康手帳を持っていきます。母子健康手帳には、赤ちゃんを育てる時に注意することが書いてあります。

母子健康手帳をもらったら、病院に行って、健康かどうか調べる「妊婦健診」を受けましょう。

母子健康手帳をもらうときに、妊婦健診を安く受けることができる券をもらえます。

質問できる場所：

野洲市役所 健康推進課 TEL：077-588-1788（市役所から離れた別の場所にあります）

◆子どもが生まれたとき

赤ちゃんが生まれたときは、市役所で次の手続きをします。

手続きの種類	どんな手続き？	ひつよう必要なもの	どこに聞けば良い？
出生届	4ページに書いてあります。		①市民課 TEL:077-587-6086
児童手当	日本で子どもを育てるための、お金がもらえます。もらえるお金は、子どもの人数や年齢によって変わります。	・健康保険証 ・銀行の口座がわかるもの	⑭子育て家庭支援課 TEL:077-587-6884
福祉医療費助成	生まれてから、小学校に入るまでの子どもが、病院に行くときに、必要なお金が、少なくなります。	・子どもの健康保険証	④保険年金課 TEL:077-587-6081

赤ちゃんのお母さんとお父さんが両方外国人のときは、次のことにも注意してください。

- ・赤ちゃんが日本で生まれても、日本国籍を持つことはできません。
- ・大使館か領事館に赤ちゃんが生まれたことを届出しなければなりません。
- ・出生届を市役所にだし、大使館か領事館へ届出を済ませた後、出入国管理局に書類を出して（生まれた日から30日以内に）、赤ちゃんの在留カードをもらいます。必要な書類は出入国管理局へ聞いてください。

◆保育所と幼稚園について

小学校に入るまで、子どもは保育所や幼稚園に行くことができます。

	どんなところ？	どこに聞けば良い？
保育所	・親が働いているなどの子どもを、1日に8時間くらい預かります。 ・子どもが保育所に入るためには、いろいろな要件があります。	⑬子ども課 TEL:077-587-6052
幼稚園	・3歳児から小学校に入るまでの子どもを預かります。 ・1日に4時間くらい子どもを預かります。	

3歳になったあと、次の4月1日を迎えたときから、3歳児です。

- ・3歳までの子どもを保育所に預けるときは、お金がかかります。
- ・3歳児から5歳の子どもを、保育所や幼稚園に預ける時は、お金がかかりません。（給食などにはお金がかかります。）
- ・自分の子どもが保育所や幼稚園に入ることができるか、まずは市役所の子ども課に聞きに来てください。

9. いろいろな 質問が できるところ

野洲市に住んでいて、困ったことや、わからないことがあれば、なんでも聞きに来てください。

聞きたいこと	質問できるところ	電話番号
お金や仕事など、生活のことで困っているとき	⑤市民生活相談課	077-587-6063
生活するお金が足りないとき	⑥社会福祉課	077-587-6024
障がいがある人のためのサービスについて	⑦障がい者自立支援課	077-587-6087
災害（地震や大雨・強い風）について 安全に関することについて	⑧危機管理課	077-587-6089
住んでいる地域との交流や、自治会について コミュニティバスについて	⑨協働推進課	077-587-6043
小学校・中学校について	⑩学校教育課	077-587-6017
ごみの捨て方がわからないとき 犬を飼うとき	⑪環境課	077-587-6003
高齢者（年をとった人）のためのサービスについて	⑫高齢福祉課	077-587-6074
保育所・幼稚園・学童保育所について	⑬こども課	077-587-6052
子どものためのお金（児童手当・児童扶養手当）について	⑭子育て家庭支援課	077-587-6884
子育てに悩んだとき	子育て支援センター	077-518-0830
子どもの予防接種や、自分の体の検査を受けるとき	健康推進課	077-588-1788
子どもが親から心や体を傷つけられているとき 夫や妻から心や体を傷つけられているとき	⑮家庭児童相談室	077-587-6140

10. その他の 野洲市の 連絡先

質問できるところ	電話番号
議会事務局	077-587-6034
監査委員事務局	077-587-6110
農業委員会事務局	077-587-6007
会計課	077-587-6042
みず事業所	077-589-6432
上下水道課	077-589-6433
市立野洲病院	077-587-1332
企画調整課	077-587-6039
財政課	077-587-6069
広報秘書課	077-587-6036
総務課	077-587-6038
人事課	077-587-6088
人権センター	077-587-4533
人権施策推進課	077-587-6041
市民交流センター	077-589-5000
市民サービスセンター	077-589-6430
地域安全センター	077-587-5963
地域生活支援室 (障がい者虐待防止センター)	077-587-6169

質問できるところ	電話番号
発達支援センター	077-587-0033
地域包括支援センター	077-588-2337
都市計画課	07-587-6324
住宅課	077-587-6322
道路河川課	077-587-6323
国県事業対策室	077-587-6068
野洲クリーンセンター	077-588-0568
蓮池の里第二処分場	077-589-2117
農林水産課	077-587-6004
商工観光課	077-587-6008
教育総務課	077-587-6014
生涯学習スポーツ課	077-587-6053
スポーツ施設管理室	077-587-3477
文化財保護課	077-589-6436
教育研究所	077-587-6028
ふれあい教育相談センター	077-587-6925
学校給食センター	077-589-1011